

## アジア再建協会（オープニングスピーチ原稿）

弁護士 小杉丈夫

弁護士の小杉丈夫です。現時点における日本の状況を紹介しますと、リーマンショックによる景気低迷を受け 2009 年 12 月に制定された中小企業円滑化法が 2013 年 3 月末日をもって終了しました。この法律は、金融機関に対し、中小企業等から申し込みがあった場合には借金の元本や利子の支払いを停止し、利子の軽減などにできるだけ応じることを求める法律です。当初は 2011 年 3 月を期限としていましたが、民主党政権下における景気低迷を受け、2 回にわたり延長し、2013 年 3 月末日まで延長されました。この法律に基づき、金融機関は中小企業に対して資金繰り支援を行い、リーマンショック後倒産件数は 2009 年をピークとなりましたが、その後は減少傾向にありました。金融庁の推計によれば、この法律を利用していた事業者数は、金融庁の推計値では 30 万から 40 万社とされ、そのうち、特に事業再生・転業などが必要な事業者は約 5 万から 6 万社とされていました。しかしながら、日本政府は、中小企業金融円滑化法終了後も、金融機関が貸し付け条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後も変わらない、貸し渋り、貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないよう、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に対し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す等とし、積極的に行政指導する旨宣言しました。この行政指導が倒産件数の歯止めになっています。すなわち、司法統計によれば、破産事件の受付件数は 2013 年 5 月までの累計で 3 万 3 4 0 0 件となっており前年同月より約 4 5 0 0 件減少しており、一定の効果を上げているのではないかと思います。

このように、円滑化法期限到来後、事業再生・転業が必要な事業者が約 5 万社から 6 万社あることをふまえ、日本政府は、中小企業の経営支援のために、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促しています。そして、独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関、すなわち税理士・弁護士・地域金融機関等を活用し、中小・小規模企業に対し専門性の高い支援を図るべく財源的な措置を行うとともに、全国に設置された中小企業再生支援協議会の機能強化を行い、質・量ともに支援先数を増加させるとしています。ちなみに、中小企業再生支援協議会は 2 0 0 3 年 2 月の発足以来 2 0 1 2 年 1 2 月末までに約 2 6 4 3 5 件の相談に応じ、3 5 8 4 社の再生計画の策定支援をしており、公表データによれば、2 0 1 2 年 1 0 月から 1 2 月の間で、1 3 0 0 社の相談を受け付け、これは前年同期に比べ約 8 5 0 社の増加、同期間中に再生計画策定支援を行った事案は 2 3 1 件で、前年同期より 1 6 5 社増加しています。

また、これまで一般的には産業再生機構の地域企業版として活動していた企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充させて、これまで同機構が行っていた企業に対する直接の事業再生支援に加え、同機構に対し地域活性化に資する専門家の派遣や、

事業再生・地域活性化ファンドへの出資機能を追加しました。そして、地域経済活性化支援機構と中小企業再生支援協会とは適切な連携を図るべきとしています。加えて、それらの中小企業に対する経営支援と併せ、公的金融や信用保証による経営支援型のセーフティネット貸付等を行い資金繰り支援を実施し、中小企業の再生を後押しするとしています。

現在、アベノミクス効果で、日本経済は好転しつつありますが、中小企業にその恩恵が及ぶかは不透明とされています。中小企業の業績が今後好転していくかどうかは、事業者の努力はさることながら中小企業の再生等に関わる関係機関の努力にかかっているものと思われま

す。このような中小企業の再生支援に加え、中小企業再生支援協議会の支援対象から外れる大企業や中堅企業を対象に、事業再生実務者協会が事業再生ADRを行っており、公表資料では2013年8月末までに46件(46グループ会社)の手続き利用申請がある等、一定の成果を上げております。まさに私的整理の分野で、官民一体となって、利害関係人の利害の調整を図りつつ破たん予備軍である大企業、中堅・中小企業の再生を図ることが模索されている状況であり、私的整理の分野での実務の動向が注目されています。

加えて、法的再建手続でも、会社更生手続において、エルピーダやその他の事例のようにDIP型の更生手続が比較的多数の事例で選択されるようになり、債務者にとって手続選択の幅が広がったという側面があるほか、手続の公平性、公正性の確保をどうするのか、債権者に対する適切な情報公開を確保するにはどうするのかといった問題が発生しており、どのように適正かつ公平な法的再建手続を確保するかという点は未だ議論の途上であると思

います。この度のシンポジウムで、私的整理とプレパッケージが第一のテーマとされるのは、まさに現状の日本における状況とも強い関連性を有しており、私的整理の分野での様々な手法の確立、運用の確立は、利害関係人に対する予見可能性を高め、各国における事業活動や経済の発展と密接な関係を有するものと思っています。また、法的再建手続についても、私的整理手続が利用できない場合に、どのような方向性で再建手続を進めるかは、車の両輪の問題であり、これまでの各国の実務の積み重ねを踏まえて、皆様にフィードバックがなされ、各国の実務の運用、今後の制度整備などに有益な示唆を得られることを希望しています。そして、クロスボーダー型の倒産処理手続は、企業のグローバル化が当然のこととされている現在、当該企業が破たんした場合に避けては通ることができない問題となっています。私自身も、エルピーダの会社更生手続で外国企業を代理して手続に関与していますが、グローバル化した企業の倒産手続で円滑に手続を進め、かつ利害関係人の利益を適切かつ公正に確保することにはどうしたらよいか、これは、今後も各国の実務家が真剣に検討しなければならないことだと思

います。これらのテーマが今回のシンポジウムのテーマとされるのは、まさに各国の置かれた状況や実務家に皆さんを取り巻く環境を適切に反映したものだと思います。

各国のスピーカーにより活発な議論がなされるのを非常に楽しみにしています。

以上